村尾光子の しもつけ 市議会報告（第１１号）

２００８年７月１０日発行



発行者：村尾光子
連絡先：下野市祇園五丁目11-3
TEL&FAX：0285-44-5418
E-mail：muraomit@mb.infoweb.ne.jp

報告内容

H20年第2回定例会（6月3～9日）の報告です。

もくじ

雨が少なく気温も低く、梅雨の異変を感じさせられます。お変わりはありませんか？

この6月議会は議会人事と国民健康保険税の税率改正が中心の議会でした。議案は承認 2件、報告 5件、実質的に審議した議案は人事案を含めてわずか7件です。

国保の税率統一は、後期高齢者医療制度の開始と相まって大幅な引き上げとなってしまいましたが、逡巡としつつも賛成しました。市民への納得できる説明が不可欠です。

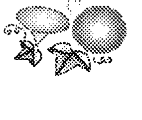
議会活性化特別委員会は正副委員長が決まり、7月から実質的な検討に入ります。（第1回は設置要綱の協議）市民に信頼される議会であるよう、論議を尽くせたらと思う。

一般質問（通告順）
野田善一・磯辺香代・小谷野晴夫・塚原良子・目黒民雄・坂村和夫・須藤 勇・高山利夫・村尾光子の９議員が質しました。

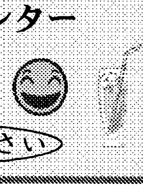
H20年第３回定例会は９月２日から予定されています。
詳細は8月下旬以降に議会事務局にお問い合わせください。

この報告を配って下さるボランティアを募集しています。
お読みいただける方をご紹介ください。
村尾までご一報を。

開催が遅くなります。暑い盛りですが、どうぞめげずに来てください。



議会報告＆意見交換会
８月３日（日）13:30～16:00
グリーンタウン・コミュニティセンター 会議室



報告：村尾
お気軽にお出かけ下さい

映画「那須少年記」上映会、実施決定
とき：９月27日（土）・28日（日）
グリムの館、国分寺公民館、南河内公民館、東公民館を会場に数回上映。市広報8月号で詳報

今年もエコライフ祭 **祇園原公園にて**
7月19日（土） 14:30～20:30 きてね
市ボランティア連絡協議会も参加します！
綿あめ・ポップコーン・かき氷、被災者への募金箱設置

《審議事項》

選挙第１号	議長の選挙について	投　票	
2	副議長の選挙について	無投票当選	
選任	常任委員会委員の選任	議長による指名	
	議会運営委員会委員·広報特別委員会委員の選任	常任委員会毎に選出	
選挙５～７号	小山広域保健衛生組合議員、石橋地区消防組合議員、県南公設卸売石場事務組合議員の選挙について	指名推薦（地区毎に選出）	
諮問第１号	人権擁護委員の推薦について（海老原冨美男氏再任）	賛成全員	同意
承認第２号	専決処分の承認について（市税条例の一部改正）	〃	承認
3	〃　　（仁良川区画整理事業会計、繰越明許費補正）	〃	〃
報告第３～７	繰越明許費繰越計算書（3 会計）、事故繰り越し繰越計算書	――――	
議案第 62 号	市水道料金審議会条例の制定	賛成全員	可決
63	市都市計画税条例の一部改正	〃	〃
64	市国民健康保険税条例の一部改正	賛成多数	〃
65	市道路線認定について	賛成全員	〃
同意第３号	市監査委員の選任について（高山利夫議員）	〃	同意

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

■正副議長交代、議長に橋本武夫議員、副議長に高山 映 議員を選出

本会議の冒頭、正副議長が「一身上の都合により」辞職願を提出し了承された。直ちに「立候補による投票」として選挙が行われた。

議長選挙は立候補者複数のため投票により、副議長選挙は１名のみだったので無投票で当選。

【議長選挙】

橋本武夫議員	15 票 ：当選
倉井賢一議員	9 票

《議長選挙立候補表明を聴いて》倉井議員の「議会はどうあるべきか、住民自治の代表として重要性を感じている。議会活性化特別委員会では定数削減と同様に、議員の果たすべき役割の検討も重要だ。議員の資質向上のため情報の共有化と自主研修、議会の円滑な運営と透明性の確保を目指したい」（趣旨、抜粋）に、全く同感。思わず拍手したくなった。当選果たせず残念だが、賛同者は少なからずだった。

■常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会の各委員は任期満了で構成替え

常任委員会、議会運営委員会、広報特別委員会の委員は任期は 2 年、会議に諮り議長が指名すると定められている。任期満了により委員交替。

常任委員会については 5 月 23 日の議員全員協議会にて各議員が所属希望を提出し、議長が調整することになっていた。議会運営委員会·広報特別委員会は各常任委員会から２名ずつ選出。

■議会選出監査委員も交替、高山利夫議員に

監査委員の任期も 4 年だが、前委員の橋本議員が議長に就任したため、新たに選任同意。

監査委員は市長の選任事項。



■一部事務組合議員も改選

本来、選挙で選ばれる広域組合議員の任期は議員の任期（4 年）であるはずだが、改選となった。小山広域保健衛生組合、石橋地区消防組合は 3 地区毎に推薦、県南公設卸売市場組合は旧町時代から加盟していた国分寺地区議員から推薦し、本会議での選挙は議長による指名推薦で。

村尾は経済建設常任委員会に所属し、議会運営委員会委員となった。希望は叶った。だが、常任委員会配属は、全体では公平な調整がなされたのか？ 2 年前のように、全員参加で調整すれば皆が納得できたのではないか。背景には見えない力学があるようだ。

一部事務組合議員は、結果的に全員が辞職願を出した。不思議なことに同じ職に再任となった例もある。なぜ、辞職が必要だったのか、理解に苦しむ。一度選ばれた以上は、任期を全うするのが筋だ。

正副議長任期は議員の任期の間だが、5 月 23 日の全員協議会終了時に辞意を表明された。常任委員会と併せて議会人事全体を再編したということか。

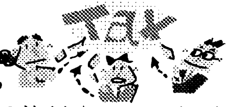
会派制はとっていないのに、水面下に人事に関しての多数派が存在するようだ。いきなり数の力で押すのではなく、先ずは全員での協議の場を設けてもらいたい。ともあれ、任期中はしっかり職務を全うする決意です。

■国保税率統一、やはり値上げに。　激変緩和措置はとれないか？　（議案第 64 号）

合併時の不均一税率は 3 年後の H20 年度までに統一することになっていた。市国民健康保険運営協議会の答申を受け、さらに限度額を規定した地方税法改正法成立を待って国保税条例改正案が提案され、可決した。（答申内容は議会報告 No9,P5 でも報告）　（反対：1）

後期高齢者医療制度への支援金も加算されたので、平均上げ幅は大きく、南河内地区は激増。

【改正点】
- ●合併前の旧 3 町ごとの不均一税率を統一
- ●後期高齢者医療制度創設により後期高齢者支援金分を課税
- ●世帯主が 65 歳以上の老齢年金受給者の場合は年金から特別徴収する
- ●特定世帯（国保から後期高齢者医療へ移行した世帯員がいる世帯）は平等割を 1/2 に軽減



《税率改正》

	医療費分				介護費分				支援金	合計
	H19 年度			H20年度	H19 年度			H20年度	H20年度	(改正
区分	南河内	石 橋	国分寺	下野市	南河内	石 橋	国分寺	下野市	下野市	下野市
所得割(%)	6.00	7.90	8.00	6.00	0.70	0.93	1.00	1.00	1.40	8.40
資産割(%)	—	37.00	35.00	26.00	—	5.65	4.50	5.00	6.50	37.50
均等割(円/人)	24,000	25,000	21,000	29,000	8,400	4,900	4,500	7,500	7,500	44,000
平等割(円/世帯)	20,000	25,000	22,800	28,000	—	3,100	3,500	4,500	6,500	39,000
限度額(円)	53 万	53 万	53 万	47万	7 万	8 万	8 万	9万	12万	68万

《応能：応益の割合》 改正後

医療分	支援金分	介護分
51.82：48.18	50.83：49.17	51.10：48.90

H20年度　平均税額は被保険者1人　124,877円、1世帯　241,173円、

《比較》	南河内		石橋		国分寺	
平均税額	1 人	1 世帯	1 人	1 世帯	1 人	1 世帯
H19 年度	82,168	173,505	105,991	211,177	108,422	215,178
H20 年度 **増税額**	42,709	67,668	18,886	29,996	16,455	25,995

国保加入世帯数:9,240 世帯、被保険者数:20,051 人（H18 年度）

旧南河内町は医療分については三方式、介護分については二方式で課税していた。国保運営協議会では他の 2 町が採用していたからとして、四方式、いわゆる郡部型を採用した。近年の所得格差が広がっている社会情勢下で、資産割を算入することはいかがなものか？

所得は少ないのに、家・土地を所有しているために資産割を課税されるのでは、低所得者をますます困窮に追いやるようだ。不動産は所有しているだけでは納税の足しにはならないし、仮に運用して収入があれば所得割額は増えるのだ。資産割について、今後国保運営協議会に諮り検討する（市長）とのこと。

保険制度であるから、独立採算会計のもとに必要な給付費は国補助金や自己負担分などを差し引いて加入者が支え合うものとの原則は十分承知しているが、南河内地区の上げ幅はあまりにも大きい。

旧南河内町では国保財政調整基金が適正規模を超えた保有額になったので、合併前数年間は税率を上げずに基金を取り崩して運営してきた。（合併時基金は 3 町ともほぼ同額の 2 億 1 ～ 3 千万円）急激にではなく段階的に上げる激変緩和措置は検討もされなかった。昨秋に示されながら具体策を提案できず、力不足だった。

所得割額:（被保険者に係る基礎控除後の総所得金額）×（所得割率）

資産割額:（被保険者に係る固定資産税額）×（資産割率）

均等割額:（被保険者数）×（均等割額）

平等割額: 1 世帯当たりの額

■国保税課税方法は次の中から市町村が選択する。

●四方式（一般的に町村型）
所得割、資産割、均等割、平等割の合計額

●三方式（中都市型）
所得割、均等割、平等割の合計額

●二方式（都市型）
所得割、均等割の合計額

◆　◆　◆

応能：応益＝50：50（標準）
（地方税法第 704 条 4）
応能：所得割、資産割
応益：均等割、平等割

■低所得者への 7 割·5 割·2 割軽減措置を適用できるのは **応能:応益＝ 50:50**（± 5）
（旧南河内町のみが適用、旧 2 町は 6 割·4 割軽減措置）

※制度改正により、65 歳以上の退職被保険者は前期高齢者（65 ～ 74 歳）として一般被保険者に。

■人権擁護委員に海老原冨美男氏の推薦同意

人権擁護委員は法務大臣の委嘱で、市町村長は議会の同意を得た上での推薦を求められる。

今回は任期満了となる海老原氏を推薦することに同意した。(2 期目、S17 生、三王山在住)

下野市には 9 名が人権擁護委員として委嘱されている。任期は 3 年。

■市税条例改正は専決処分で　（承認第 2 号）

地方税法改正法が 4 月 30 日に成立･施行され、同日に条例公布を求められたため専決処分。

【改正点】　主なこと

(1)個人住民税の寄附金に関する税額控除拡充
（いわゆるふるさと納税）①所得控除から税額控除へ、②適用下限を 10 万円⇒ 5 千円に、③市、日赤等への寄附は 5 千円を超える部分の概ね全額控除、④市指定公益法人等への寄附は住民税相当額の 6 %を控除。

⟹ 募集、対象者、運用方法などふるさと納税に関する条例を検討中

(2)65 歳以上の公的年金受給者の個人住民税を年金から特別徴収する（天引き）。**H21 年度税から適用、10 月支給分から実施。**

⟹ 対象者には市広報、HP で周知する。個別通知も検討する。

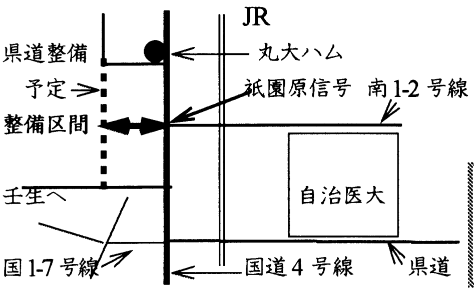
(3) 公益法人制度改革:現行の社団･財団を公益社団･財団と一般社団･財団に区分

(4)H20 年 4 月 1 日～22 年 3 月 31 日に省エネ住宅改修（窓改修、床･天井･壁の外気との遮断工事）を行い、**工事費が 30 万円以上の場合、翌年の固定資産税額を 1/3 減額**（限度は 120 m^2）

■市道南 1-2 号線（自治医大北側通り）西へ 300 m延長して整備　（議案第 65 号）

市内東西を結ぶ幹線道路を整備するため、自治医大北側道路を西側へ延長する。国庫補助（道路整備臨時交付金）を受けて整備するため延長分を市道認定。

都市計画道路小金井西通り（石橋地区文教通りを南へ県道笹原–壬生線まで延長、県が整備）までの区間。



■水道料金審議会条例制定　（議案第 62 号）

合併後の 3 地区の不均一水道料金は、H20 年度中に検討し、H21 年度から統一料金とする予定。新料金検討の場として審議会を設置する。

委員は 15 名以内、学識経験者（自治会･商工会女性団体などの代表）と公募による水道利用者 3 名任期は諮問事項の調査･審議が終了するまで。

9 月に第 1 回会合が予定されている。

《合併前の旧町の水道料金 》

区域	料率 / 用途	基本料金 水量	基本料金 円	超過料金 (円/m^3)
南河内	一般用	8 m^3	900	120
	営業用	8	900	120
	団体用	15	2,000	150
	湯屋工業用	50	8,000	200
	特別用	8	1,600	250
石橋	一般用	10	1,200	120
	営業用	20	2,400	120
	団体用	20	2,400	120
	湯屋工業用	50	6,000	120
	特別用	5	900	180
国分寺	一般用	10	1,300	130
	営業用	10	1,300	130
	団体用	20	2,600	130
	湯屋工業用	50	6,500	130
	特別用	20	3,300	150

(決算状況)	供給単価	給水原価
H17 年度	130.35 円/m^3	139.05 円/m^3
H18 年度	134.81	142.81

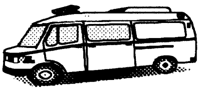
※不明水等のため配水量がすべて収入になるとは限らない。H18 年度の有収率は 90.62 %

水道事業は公営企業会計で独立採算制。
市内ほぼ全域を給水しているが、老朽化した施設更新や石綿管敷設替えなどの改良事業が課題だ。料金は 3 地区バラバラ。南河内地区は値上げになるか･･･。合併の謳い文句「サービスは高い方に、負担は低い方に」は全くの“誘惑”であると明白に。

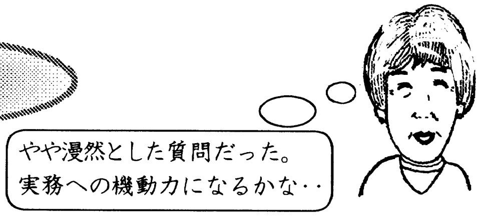
（総合計画実施計画から）

《整備計画》	南 1-2 号線	国 1-7 号線（笹原）
事業実施期間	H18 ～ 25 年	H20 ～ 25 年
総事業費	2 億 5680 万円	2 億 8000 万円

東西の幹線道路整備なら、家屋移転して新設する南 1-2 号線延長より現在でも交通量が多く狭隘な国 1-7 号線が先ではないかと考えるが、県都市計画道路整備状況との兼ね合いだそうだ。



村尾光子の 一般質問



問　災害時要援護者支援体制の充実を

自然災害の少ない当地では非常事態時の想定がしにくいが、地球規模では甚大な被害をもたらす災害が相次いでいる。万が一に備えての施策を求めた。

地域自主防災組織の設置に向け、どのような働きかけを行っているか。設置状況はどうか。

【広瀬市長】 地域住民が組織的に人命救助、初期消火、避難などを行うことが重要だ。自主防災組織として消防団、女性防火クラブがあるが、自治会単位の防災組織はない。結成を働きかけ、動きがあったら支援する。

H19年3月に市地域防災計画を策定し、10月には防災ガイドブックを各戸に配布した。

【川俣市民生活部長】 144自治会のうち116名が女性防火クラブに登録されている。総会では防災組織活動についてについて話し合いたい。

自治会を通じて自主防災活動を働きかける。

災害時の要援護者の範囲をどのように特定し、把握しているのか。

要援護者情報はどのように地域住民や地域自主防災組織に伝達されるのか。

要援護者には避難支援者、避難所、避難方法などについて個別の避難支援プランが必要だ。

【広瀬市長】 市災害時要援護者対応マニュアルは未策定だが、要援護者の範囲を

①移動が困難、
②医薬品や医療機器がないと生活できない、
③情報を受けたり伝達することが困難、
④理解や判断ができない、または時間がかかる、
⑤精神的に不安定になりやすい、　方々

と考えている。具体的には心身障害者、傷病者、体力的に衰えのある高齢者、乳幼児、日本語理解しない外国人、妊婦、地理に不案内な旅行者など。

対応マニュアルの策定に向けて、昨年度は民生児童委員の協力を得て、一人暮らし・高齢者のみ世帯、重度肢体不自由者・視覚・聴覚障害者世帯を把握し、名簿を作成した。

災害時要援護者への情報の伝達は、今後、対応マニュアルの中で伝達手段を定める。電話や訪問による直接的な伝達が重要なので、社会福祉協議会、民生児童委員と連携して自治会やボランティアとの連絡・見守り体制や警察署・消防団・医療機関による支援体制を構築していく。

在宅の要援護者1人ひとりに対する具体的な避難支援プラン策定が必要だ。このプランには、災害発生時の情報伝達から避難所までの誘導(①要援護者の日常生活パターンの把握、②緊急時の情報伝達手段等の検討、③誰が支援してどこの避難所に誘導するのか)について具体的な内容を定めたい。

地域ぐるみでの防災体制の話し合いや避難訓練などを通じて、自助・共助の理解を得るよう進める。



(再質問)要援護者についての情報(どこに、どのような支援を必要とする人がいるのか)は行政内関係機関で共有されているのか。

地域住民へのこれらの情報提供はどうするのか。

【毛塚健康福祉部長】 高齢福祉課と社会福祉課が連携して、在宅の一人暮らし高齢者・身体障害者の名簿を作成し、民生委員(福祉委員)は守秘義務のもと担当地域内名簿を保有している。

しかし、一般の支援者や自治会長、自主防災組織に名簿を提供する場合には、個人情報保護審査会に諮り、提供する相手方との協定や誓約書を交わすなど、難しい部分がある。それらを含めて、早急に対応マニュアル、支援プランを作る必要がある。他市町の例を参考にしながら今後研究する。

(再質問)防災担当課や教育委員会との情報共有はされているのか。

【毛塚部長】 現在の名簿は平常時の安否確認のためである。災害時には防災計画の位置づけで、学校・福祉施設・警察・消防など外部機関も含めて要援護者個人情報の共有は必要だ。

(再質問)要援護者対応マニュアルはいつまでに策定される見通しか。

【毛塚部長】 早急にと考えている。

平常時の安否確認名簿作成は、災害対応策の第1歩、と部長



災害時要援護者対策の進め方について(H19年3月、中央防災会議の検討会)から　―抜粋―

災害時要援護者の避難支援ガイドライン(H18年3月)に基づき具体的な対応策が示されている。

■市町村が解決すべき要援護者対策のポイント

Ⅰ　災害時要援護者支援班の設置による部局間の連携

Ⅱ　平常時からの福祉関係者との連携

Ⅲ　避難準備情報等の発令の判断基準の設定

Ⅳ　要援護者の範囲の決定

Ⅴ　関係機関共有方式による要援護者情報の共有

(1)個人情報保護条例の規定をもとにした関係機関共有方式の積極的活用

個人情報保護法制について理解し、目的外利用・第三者提供が可能とされる個人情報保護条例の規定をもとに、行政内部及び行政外の関係機関等との要援護者情報の共有を行う。

(2)行政内部における情報共有(略)

(3)行政外の関係機関等との情報共有と守秘義務の確保

要援護者情報を自主防災組織等の行政外関係機関等に提供する際に、要援護者名簿の利用及び保管に関して、関係者から誓約書の提出を求めるなど守秘義務を確保する。

(4)要援護者情報の活用方策の検討

避難支援プラン等を作成するにあたって、要援護者から同意が得られない場合にあっても、行政外関係機関等に提供する名簿から除き、行政内部でのみ情報共有するなどにより、要援護者情報の活用を図る工夫を検討する。

要援護者情報の共有については、関係機関共有方式、同意方式、手上げ方式の3方式があるが、関係機関共有方式により対象者を特定・把握して優先的に進めることが望ましい。

Ⅵ　住民等と連携した地域防災力の強化

Ⅶ　福祉避難所の設置・活用による支援

プライバシーは保護されねばならないが、余りに過敏になり過ぎていやしないだろうか？

いざというとき、すぐさま助け合えるのは隣近所。日頃からご近所にどんな方が住んでいるのかお互いに知り合って、安否確認ができると良い。自治会やコミュニティは、そんな連帯の基盤になるものと再認識したい。まずは、地域への働き掛けが不可欠ではないか。

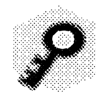
市が指定する各避難所の運営体制、責任者は明確になっているか。

【広瀬市長】指定避難所は43箇所。平常時は施設管理責任者が計画的に避難訓練や非常口安全点検を実施している。災害発生時等には市地域防災計画活動体制計画により必要職員を避難所へ派遣し、緊急時には災害対策本部から担当部課長に指示して避難所がスムーズに開設できるようにする。

今年度は洪水ハザードマップ作成のため、地元説明会や避難所施設管理責任者と防災関係者との会議を開催する。

【川俣一由市民生活部長】災害が発生した段階で災害対策本部が設置され、職員の行き先等の初動体制が決まる。

指定避難所の合い鍵等を準備中だ。



市総合防災訓練時には災害時要援護者の避難訓練、市民の救援活動訓練、災害ボランティアセンター実務訓練なども実施されたい。

【広瀬市長】H19年度には22種目の訓練を実施した。H25年度には下野市が県総合防災訓練の会場となるので、訓練種目、内容等を検討しなければならない。提案も含め、関係機関、団体の意見を参考に充実を図る。

問　職員定員管理計画は適正か？

働けども生活苦、貧困にあえぐ人々が増大し、所得格差が広がっている。自治体は行政改革の名の下に職員を削減して非常勤や臨時職員に替え、民間委託を推進している。経済性追求のみで良いのか。

自治体の非正規職員雇用が「官製ワーキングプア」を生み出しているとの指摘があるが、どのような見解か。

【広瀬市長】市では財政の健全化を踏まえた上で、臨時的、補助的業務や専門分野業務の中から、市民サービス低下を招かぬよう、正規職員と非正規職員の業務を明確に区別して、臨時・非常勤職員を任用している。

今後、国でパートタイム労働法の改正趣旨が反映された検討がなされ、地方公務員法の改正や通達などが示されると考えている。

定数削減は着実に進めているが、下野市ではワーキングプアを生み出す状況には至っていない。むしろ正規・非正規は(様々な働き方の)ワーキングシェアの形になっていると考える。

（再質問）市が委託している事業について、非正規職員として毎日就労しているが、結婚し家庭を営み、子育てできる給料は得ていない、との事例もある。どう考えるか。

【広瀬市長】 官民問わず福祉関係職員は非常に苦しいと言われている。職員が足りなければ賃金が高くなるはずなのに、逆の現象が起きている。公の機関としての市は、将来はそうした人や施設等に対しても助成制度など何らかを考慮しなければならないと考える。

本市の非正規職員雇用の実態はどのようか。同一労働同一賃金は確保されているのか。職場内連携はどうか。特に保育士の勤務内容は正規職員とどのように異なるのか。

【広瀬市長】 正規職員 443 名、非正規職員 98 名（18.1 ％）（H20 年 4 月末）。正規職員はより高度・複雑な業務に、非正規職員は正規職員の指揮監督のもとに一般的な業務に従事して職場内連携を図っている。業務内容の相違からは同一労働同一賃金が確保されている。

保育園保育士は、通常の保育業務では差はないが、正規職員には年間指導計画等の策定、児童票の記録の重要な業務があり、児童館の正規職員保育士には学童保育室・児童館の事務・管理やコミュニティセンター使用料の取扱いがある。



（再質問）非正規職員の割合はどの程度まで許されると考えるか。

【蓬田総務課長】 今後職員数はかなり減少し、人件費も抑制している中では、サービス低下を招かぬよう毎年度考えることだ。

現行の職員定員削減計画は保健師、保育士などの専門職も同一に考えられている。別にすべきではないか。

【広瀬市長】 保健師については来年度以降 10 年間は定年退職者がいない。年齢層に偏りがあるので、専門職に限った計画では危険性がある。

また、国・県からの権限委譲や新規業務増加により、その都度業務に見合った職員を確保する必要がある。健全財政運営のためにはあらゆる職種を含めた職員全体数の削減計画が肝要だ。

（再質問）定員適正化計画は毎年分析し、見直すことになっている。見直しされたか。

【蓬田総務課長】 本年 4 月 1 日現在では、早期退職者などにより、計画以上の削減となったので、今回は見直しはしていない。

《市定員適正化計画進捗状況》（H20.4.1 現在）

単位:人	H18 年度		H20 年度		H22 年度	H27 年度
	計画	実績	計画	実績	計画	計画
職員数	453	457	450	**443**	434	399
退職者	12	12	8	**17**	13	16
採用者	5	5	6	**8**	6	11
増減数	△ 7	△ 7	△ 2	**△ 9**	△ 7	△ 5
〃累計	△ 7	△ 7	△ 14	**△21**	△ 30	△ 65
減少率（累計）	1.51 ％	1.51 ％	3.02 ％	**4.53 ％**	6.47 ％	14.01 ％

※職員数は各年４月１日現在
※数字には教育長や再任用職員も含み、集中改革プランの目標値（H22 年 4 月の目標は 5.7 ％）とは異なる。

人件費削減は行革の大きな柱の一つで、公務員の働きぶりを厳しく評価する市民からの支持率が高い施策だろう。だが、正職員を不安定雇用の非正規職員に替える大義名分になっている。

定員適正管理は単に人数を減らすのではなく、まずは正職員が存分に能力を発揮して効率的に執務しているか、過重労働になっていないかの検証が必要ではないか。

◆　　◆　　◆

働き方のニーズは様々で、毎日フルタイムでの就労を求める人ばかりではない。多様な働き方があって良いと思う。だが、「同一労働同一賃金は確保されている」（市長）と言うが、非正規職員には住居・交通費・ボーナスなどの諸手当がないので、給与単価には大きな差がある筈だ。

安心して普通に暮らせるだけの賃金、給料は保障すべきではないか。短時間労働者も正規職員として位置付け、責任ある仕事も担い相当の給与を受け、しっかりと納税を果たす。そして、男女とも仕事と家庭を両立させることが当たり前。そんな社会であってほしい。

地方公務員法などで制約を受ける部分は多大だが、分権時代にあっては、市長には通達待ちではなく、所得格差是正のため「こうであれかし！」と強い理念と意欲を示して欲しかった。

当方も、難しいテーマなのに論点整理が不十分なままの質問だった。

市道南 1-2 号線（自治医大北側）を跨ぐ JR 線路脇に歩行者・自転車専用道路を設置も求めました。

【行動記録】　**太字**は議員としての公的活動

4月

13 日·市民農園利用者の会総会
·市文化協会総会/講演 水樹涼子氏
14·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（迎え）
·女性団体連絡協議会役員会
15·生活学校やよい会総会
16·石橋地区Ｖ連総会
17·市Ｖ連役員会準備
18·市Ｖ連新旧役員会
20·枝豆ﾄﾗｽﾄ種まき
·とちぎつばさの会県南ﾌﾞﾛｯｸ総会/講演「薬物乱用の現状と課題」小島典子さん
21·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）
23·県家庭教育ｵﾋﾟﾆｵﾝﾘｰﾀﾞｰ連絡会総会（宇都宮市）
24·**教育福祉常任委員会**
25·ふれあいｻﾛﾝ「陽だまり」総会
·市Ｖ連正副会長打合せ会
26·おもちゃの図書館総会
27·議会報告会
28 お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（迎え）
28 ～ 29·日立帰省

5月

2 ～ 6·小樽帰省（義父一周忌）
10·とちぎつばさの会総会
11·国際交流協会総会
12 ～ 13·全国自治体議員行財政自主研究会視察研修/豊中市男女共同参画ｾﾝﾀｰ/講義「公共文化政策」中川幾郎氏/宝塚市 NPO「鹿塩の家」小規模多機能型生活支援施設/講義「地域を元気にする地域福祉計画」佐藤寿一氏
15·市Ｖ連役員会（総会準備）
17·市Ｖ連総会/講演「歯ブラシ１本が命を救う·日本の豊かさの裏にあるもの」関口敬人氏
·教育相談研修（宇都宮市）
19·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）
·やよい会例会
20·出会いふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
22·市女性団体連絡協議会総会/講演「今までの体験から見えてきた人生観」赤坂庸子先生
23·市Ｖ連執行委員会
·議員全員協議会
24·講演「100 人村からつなぐ自然·くらし·いのち」池田香代子氏（宇都宮市）
·まちづくり講演会（栃木市）
26·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）
·ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
27·市Ｖ連理事会
29·社会福祉協議会理事会

6月

1·自治会美化ｷｬﾝﾍﾟｰﾝ
·いちご摘み（村尾応援する会）
2·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）
3 ～ 9·**議会第2回定例会**
　6日 **一般質問**
　9日 **経済建設常任委員会**
7·**緑小運動会参観**
8·市民農園利用者の会除草
·自治会班会
9·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）
10·やよい会例会
12·市Ｖ連広報部会
13·市Ｖ連研修部会
14·映画「終わりよければすべてよし」鑑賞/鼎談 太田秀樹医師·羽田澄子監督·日向野市長（栃木市）
15·**市民体育祭ｷﾝﾎﾞｰﾙ大会**
·障害者地域活動支援ｾﾝﾀｰ設置地元説明会
15 ～ 7/2·議会報告書編集作業
16·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）
17·出会いふれあい会食ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
18·**経済建設常任委員会**
23·市Ｖ連イベント部会
·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）
24·行革推進委員会傍聴
25·とちぎ子ども学会（監査）
26·市Ｖ連南河内地区連絡会
·ぎおんっ子ｸﾗﾌﾞﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ
·いきいきﾀｳﾝﾄｰｸ（友愛館）
28·**薬師寺幼稚園落成式**
·タウントーク（南河内公民館）
·環境と健康講演会/林 香君教授/桃井真理子教授/島田和幸院長（自治医大地域情報ｾﾝﾀｰ）
29·つばさの会下野支部公開研修会「DV の現状と対応」仲村久代氏
30·お茶の間健康ｸﾗﾌﾞ（送迎）

～あれこれ～　■思い切って豊中市·宝塚市への自主研修に参加した。刺激が一杯だったがとりわけ宝塚市の地域福祉はすごい!!。人口 22 万 5 千人の自治体とは比べようもないが、市内を 7 つのサービスﾌﾞﾛｯｸ(3 万人規模)と 20 のコミュニティ組織(1 万人、小学校区)を基盤として住民参加で推進しているところは、決して遠い話ではない。■サービスブロック毎に行政が社会資源を整備し、福祉分野については社協がソフト面を支援する。また、コミュニティ組織毎に福祉活動実施支援と、行政と社協の役割分担も明確になっている。■根底には「職員が考えるよりは、住民に考えてもらい実践した方が住民にとってよい福祉施策ができる」との住民主体を理念とした地域福祉計画がある。

■その社協の介護サービス施設の１つ、民家小規模デイサービスセンター「鹿塩(かしお)の家」を視察した。民家を借り上げて NPO に運営を委託している。■主に認知症の方々が、徒歩で通ってくる。その日に一緒に昼食のメニューを考え、買い出しに行き、調理をする。入浴、昼寝、花壇·菜園の手入れなど思い思いにゆったりと過ごしている。まるで自宅にいるよう。年中無休。■大規模施設より運営費は安いと聞いた。いずれショートスティも実施したいと施設長。■大震災の困難を経てコミュニティ力が高まったのだろうか、牽引者がすばらしいのか。震災復興後の街並みは美しかった。■まちづくりと地域福祉を包括的に進めている例だった。

